

令和7年3月11日

学生団体各位

学生支援委員会

### 課外活動について

課外活動は、正課と共に学生生活の重要な活動であり、広い視野に立つ教養豊かな社会人としての人格・人間形成に役立つものです。今般、活動日及び活動時間について以下のとおり通知しますので、正課と課外活動の両立に努めてください。

#### 1. 学内活動日について

大学行事による活動不可日の要望に対し、次のとおり拡大します。

- (1) 大学行事日(大学入学共通テスト及び一般選抜は除く)において、真にやむを得ない理由(生き物の世話、活動用具(楽器・道具類)の搬出入等)がある場合は、申請により大学行事に支障のない時間・施設の活動を認める(許可証発行)。
- (2) 大学行事の翌週の予備日については、課外活動施設使用願での申請により学内者の活動に限り使用を認める。万一、予備日に大学行事を実施する場合は、2日前までに許可を取り消す。
- (3) 大学行事日(大学入学共通テスト及び一般選抜は除く)において、大学行事に支障のない施設については、課外活動施設使用願での申請により大学行事に支障のない時間・施設の活動を認める(許可証発行)。

なお、学生団体存続・設立届、体育会・文化部連合会・学生自治会で認められた平常の活動であっても申請が必要ですので、申請もれのないよう注意すること。

#### 2. 活動時間及び施設使用申請の適正化について

令和5年9月の理事訓示以降も部活動優先で正課を阻害している事案が報告されていることから、次の点を厳守してください。

- (1) 履修登録授業科目のある授業時間に課外活動に参加しない、参加させない。
- (2) 早朝・深夜の活動、活動後のミーティング等、正課に支障が生じる恐れのある長時間の活動は行わない。
- (3) 授業及び単位修得に必要な学修時間確保のため、1～4限の部活動は原則として行わない。
- (4) 使用許可時間外の施設使用、使用許可を得ていない施設使用は行わない。

※ 施設使用申請や活動に関する届をしていないと、傷害保険(部員の学研災)等が適用されない場合があるので、必ず提出してください。

※ 課外活動団体が、活動に必要な申請(学外含む)を怠った場合や本学の機能を害し又は本学の秩序を著しく乱すと認められるときは、解散又は活動停止等の対象となります。

## 課外活動団体の学内施設使用について

### 1. 課外活動団体の学内施設使用について

課外活動で学内施設を使用する場合は、当該施設の管理運営規則、同使用細則等に定める使用の範囲、使用者の範囲で使用許可の申請が必要です。

使用許可の申請は、学生自治会、体育会、文化部連合会の調整による定期的な使用計画(通称:通常練習)と大会や発表会等のための施設一時使用許可がありますが、入学者選抜試験等の大学行事が実施されている日又は時間は、原則として使用・活動は認められませんので、施設一時使用許可願を提出して許可を受ける必要があります。

### 2. 大学行事日の施設使用について

令和7年度より大学行事日であっても、行事に支障が少ない学内施設について使用を認めますが、大学行事参加者の動線確保のため、大学バス停からシンボルロードは使用不可とし、学内道路の安全走行、行事实施施設周辺での静音に努めてください。

対象日と対象施設は「施設使用制限日程一覧」を確認してください。なお、大学行事が追加される場合がありますので、一覧のほか関係通知を確認してください。一覧表の表記は次のとおりです。

- (1) 学年暦の授業日(1~4クォーターの色付き日)は、1~4限の活動は原則不可。
- (2) 大学入学共通テストと一般選抜(前期日程・後期日程)の試験日(終日)と前日の指定時間は、学内入構禁止です。
- (3) 使用制限の対象施設のグループ(①~⑤)は、課外活動マップのとおりです。
- (4) 日程一覧の「赤字」は**大学行事日**、「青字」は**大学行事日(予備日)**です。
- (5) 大学行事日の学内施設の使用・活動可否は次のとおりですが、施設使用には、「施設一時使用許可願」を提出し、「許可証」の発行を受けることが必要です。
  - a. 「赤字」の日の「×」の施設:使用不可  
※真にやむを得ない理由(生き物の世話、活動用具(楽器・道具類)の搬出入等)がある場合は、申請により大学行事に支障のない時間・施設の活動を認める。
  - b. 「赤字」の日の「○」の施設:使用可能(施設一時使用許可願で承認された範囲)
  - c. 「青字」の日の「×」の施設:使用可能(施設一時使用許可願で承認された範囲)、ただし、大学行事が「青字」の日(予備日)に実施の場合は使用不可になります。  
※使用不可の場合は2日前までに許可が取り消されますので、学外者が参加する活動は特に注意してください。
  - d. 「青字」の日の「○」の施設:使用可能(施設一時使用許可願で承認された範囲)